

第 6672 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 28日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 社員に対する金銭の貸付け

Q : 会社が社員に金銭を貸し付ける場合、利息を徴収しないと問題が生じますか？

A : 通常 of 利率で計算した利息と実際に徴収した利息との差額に相当する経済的利益が、給与となります。

【解説】

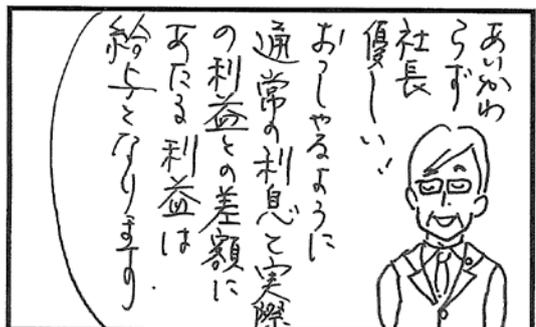
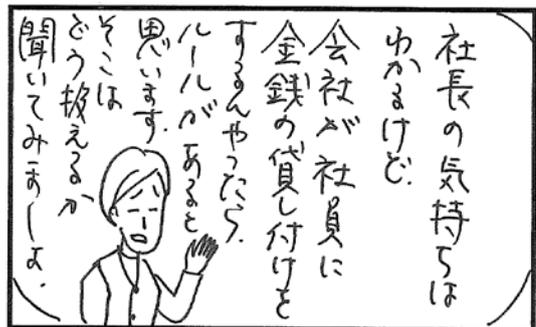
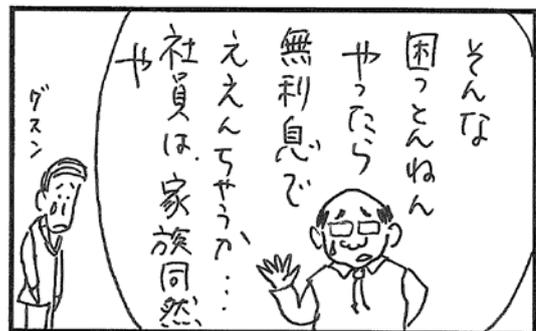
所得税法では、使用者が役員や使用人に対し金銭を無利息又は通常 of 利率よりも低い利率で貸し付けた場合には、通常 of 利率により計算した利息と実際に徴収した利息との差額に相当する経済的利益を、その貸付けを受けた人の給与として課税の対象にすることとしています。

この場合 of 通常 of 利率とは、次のものをいいます。

- ① 使用者が他から借り入れて貸付けた場合は、その借入金の利率
- ② ① 以外 of 場合は、貸し付けを行った日 of 属する年分に応じた利率で、平成30年から令和2年中に貸付けを行ったものは1.6%

ただし、上記に満たない利率であっても次のような場合には、課税しなくてよいとされています。

- ① 災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することに基因する貸し付け
- ② 使用者における平均調達金利等による貸し付け
- ③ その年 (使用者が法人である場合には、その法人 of 事業年度) における経済的利益 of 合計額が5,000円以下 of もの



【三輪厚二税理士事務所 (大阪市中央区)】